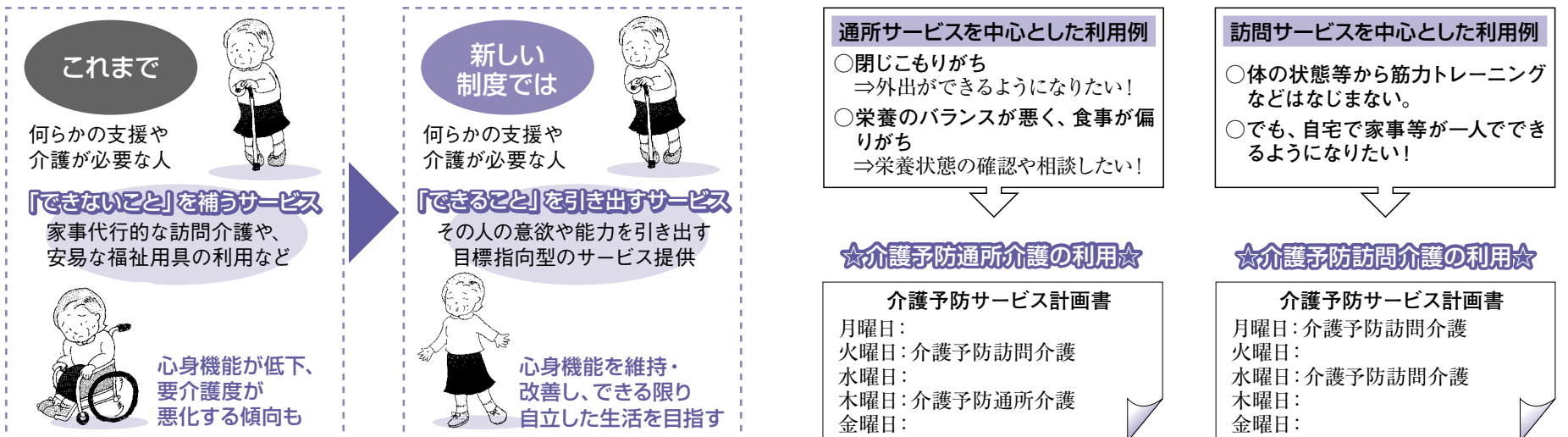


住み慣れた地域での生活を継続するために

新・予防
給付

「新」予防給付 のサービスが始まります

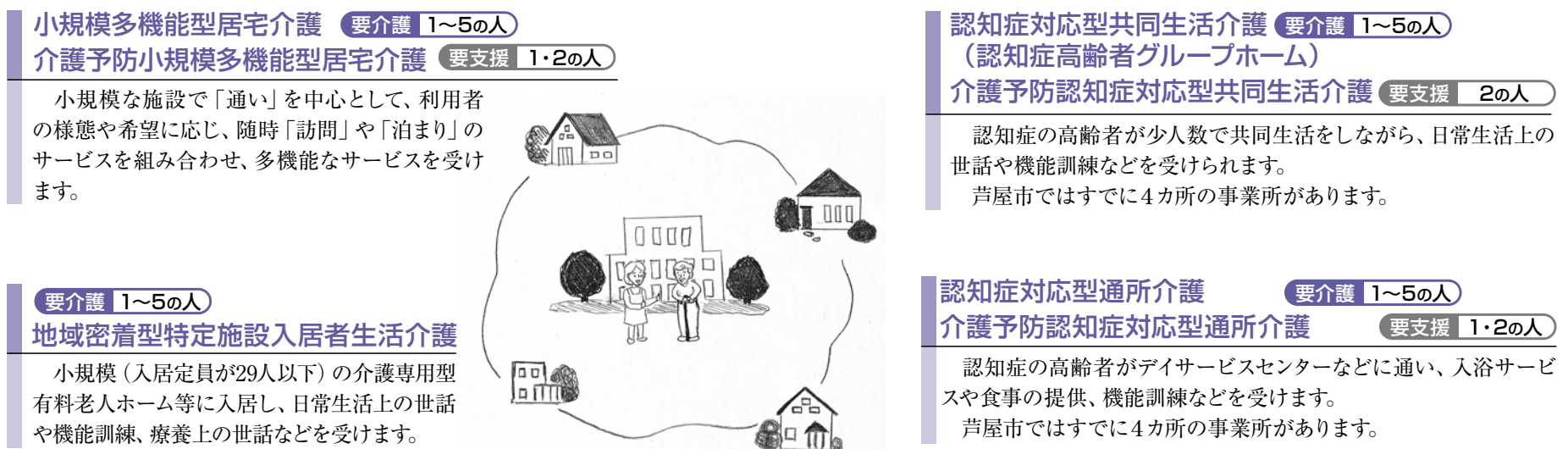
介護予防サービスについて 従来のサービス利用形態から、予防を目的とした「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」の3種のサービスを、主にデイサービスやデイケアサービスで利用することができるようになったほか、ホームヘルプサービスなどが、ご自身でできることと援助が必要なことを区分して提供していく側面的な支援を行うシステムに変わりました。



介護給付

地域密着型 サービスの提供

認知症や独居の高齢者の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、身近な生活圏域ごとに市がサービスの拠点を整備していきます。原則として、事業所のある市の住民だけが利用することができます。



おむつにかかる費用

- おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、おむつ代の領収書に加え、寝たきり状態にあって、治療上おむつの使用が必要であることを証明する「おむつ使用証明書」を医師に発行してもらい、その書類を確定申告の際に提示または添付する必要があります。

介護サービスの対価に

- 介護保険のサービスについては、医療系のサービスについて医療費控除の対象になるほか、福祉系サービスについても居宅サービス計画に医療系サービスが位置付けられている場合等に、医療費控除の対象となります。

要介護認定者のかたの障害者控除の認定

介護保険で「要介護1」以上に認定された65歳以上の高齢者のかたは、確定申告等の際に、障害者控除を受けることのできる認定書(障害者控除対象者認定書)を交付できる場合がありますので、ご相談ください。